

公立大学法人宮城大学動物実験等規程

平成21年4月1日

規程第56号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）における動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験専門委員会の設置、動物実験計画の承認手続、実験動物の飼養及び保管方法等、必要な事項を定めるものである。
- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」（以下「殺処分指針」という。）その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(基本原則)

- 第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、次に掲げる原則に基づき適正に実施しなければならない。
- 一 代替法の利用 (R e p l a c e m e n t) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。
 - 二 使用数の削減 (R e d u c t i o n) 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
 - 三 苦痛の軽減 (R e f i n e m e n t) 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと。
- 2 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）を実践するよう努めなければならない。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 動物実験等 動物を教育又は試験研究の用その他の科学上の利用に供することをいう。

- 二 実験動物 動物実験等の利用に供するため、次号に掲げる施設等で飼養し、又は保管しているほ乳類、鳥類及びは虫類に属する動物（次号に掲げる施設等に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。
- 三 施設等 次号に掲げる飼養保管施設及び第五号に掲げる実験室をいう。
- 四 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養し、若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設（次号に掲げる実験室を除く。）をいう。
- 五 実験室 実験動物に実験操作を行う室をいう。
- 六 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 七 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- 八 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する動物実験の管理を担当する者をいう。
- 九 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 十 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 十一 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- 十二 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- 十三 法令 法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令をいう。
- 十四 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及び殺処分指針並びにガイドラインをいう。
- 十五 学群等 本学の看護学群、事業構想学群、食産業学群、基盤教育群、看護学研究科、事業構想学研究科及び食産業学研究科をいう。
- 十六 学群長等 学群等の長をいう。

（適用範囲）

- 第4条 この規程は、本学において実験動物を科学上の利用に供する場合に適用される。
- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、指針等及び動物実験等に関して行政機関の定める基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

（動物実験専門委員会）

- 第5条 公立大学法人宮城大学研究委員会運営規程（平成21年宮城大学規程第51号）第8条第1項第5号の規定により設置される動物実験専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、次に掲げる事項について調査、審査等を行う。
- 一 動物実験計画が法令及び指針等並びにこの規程に適合しているかどうかの審査に関すること。
 - 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - 三 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - 四 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

- 五 動物実験等に関わる教職員及び学生等の教育訓練に関すること。
 - 六 動物実験等に係る自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。
 - 七 その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。
- 2 専門委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - 一 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - 二 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - 三 その他学識経験を有する者
 - 四 教職員の健康、安全管理等に責任を有する事務職員
 - 五 その他研究委員会委員長が必要と認める者
 - 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 専門委員会の委員長は、研究委員会委員長が指名する。
 - 5 委員長は、専門委員会を主宰する。
 - 6 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 7 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 8 専門委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 9 委員長は、必要に応じ、動物実験責任者に対し報告を求めることができる。
 - 10 委員長は、必要と認めるときは、専門的知識を持つ者など、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - 11 委員長は、調査、審査等の結果について、研究委員会に報告しなければならない。
 - 12 研究委員会は、前項の報告を受けたときは、当該調査、審査等の結果について審議するとともに、研究委員会委員長は、その結果を学長に報告しなければならない。

(学長の責務)

- 第6条 学長は、最終的な責任者として本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を統轄する。
- 2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握並びにその結果に基づく改善措置、飼養保管施設の整備並びに飼養保管施設及び実験室の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価、外部の機関等による検証、情報公開その他動物実験等の適正な実施に必要な措置に関して責務を負う。
 - 3 学長は、前項の責務を遂行するため、研究委員会から報告又は助言を受けるものとする。

(管理者)

- 第7条 研究委員会委員長は、学群等における実験動物及び施設等の管理をさせるため、動物実験等を行う学群等の学群長等の推薦に基づき、管理者を指名する。

(実験動物管理者)

- 第8条 研究委員会委員長は、実験動物に関する知識及び経験を有する者の中から、管理者の推薦に基づき、実験動物管理者を指名する。

(動物実験責任者)

第9条 専門委員会委員長は、動物実験等ごとに、当該動物実験実施者の中から、動物実験責任者を指名する。

(動物実験計画の承認)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点及び動物実験等を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の様式により、専門委員会委員長及び研究委員会委員長を経由して学長に申請しなければならない。

- 一 研究の目的、意義及び必要性
- 二 動物種、系統、数、遺伝的品質、微生物学的品質、入手方法、飼育環境、実験方法
- 三 代替法の有無及び精度
- 四 周辺環境の汚染、周辺動物への感染の拡大及び動物実験実施者等への感染を防止するための対策
- 五 苦痛を軽減し、適切に動物実験等を行うための麻酔及び安楽死の方法
- 六 苦痛度の高い動物実験を行う場合における、人道的エンドポイント

- 2 学長は、前項の申請があったときは、研究委員会に付託し、その審査の結果を踏まえ、当該動物実験計画の承認の可否を決定するものとする。
- 3 学長は、前項の決定を行ったときは、管理者を経由して当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 4 動物実験責任者は、前項の承認の通知後でなければ、当該動物実験計画に定める動物実験等を行ってはならない。
- 5 第1項の動物実験計画書の申請は、新規又は継続の動物実験等の別にかかわらず、原則として、毎年度当初に行うものとし、期間は1年以内とする。

(動物実験計画の変更等)

第11条 前条の規定は、承認された動物実験計画を変更又は追加しようとする場合について準用する。

(実施結果の報告)

第12条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施し、終了又は中止した後、所定の様式により、実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無及び成果等、動物実験計画の実施結果について、学長に報告しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、前年度の「動物実験等の自己点検票」を学長に提出しなければならない。

(動物実験責任者は、毎年度の初めに前年度の「動物実験等の自己点検票」及び「動物実験等の経過報告(実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無等)」を所定の様式により、提出すること。)

- 3 学長は、動物実験計画の実施結果について、研究委員会に報告しなければならない。
- 4 学長は、動物実験計画の実施結果について、必要に応じ研究委員会の助言を受け、適正

に動物実験等を実施するための改善措置を講じなければならない。

(実験操作)

第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令及び指針等に則するとともに、特に次に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにしなければならない。

- 一 動物実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること。
- 二 適切に維持管理された施設等及び設備を用いて動物実験等を実施すること。
- 三 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等を用いること。
 - ロ 実験の中断や終了の基準（人道的エンドポイントを含む。）に従い、安楽死処置等の適切な処置を講じること。
 - ハ 動物実験等に供する期間をできるだけ短くする等、動物実験等の終了時期に配慮すること。
 - ニ 保温等適切な処置を採るとともに、適切に術後管理を行うこと。
 - ホ 安楽死処置は殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分配慮し適切に行うこと。
- 四 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる動物実験等）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従って行うこと。
- 五 物理的、化学的に危険な材料や病原体等を取り扱う動物実験等又は人の安全や健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。
- 六 麻酔等、規制対象となる薬物の使用及び保管等については、当該法令等に基づき適切に行うこと。
- 七 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。
- 八 動物実験等実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- 九 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(実験動物の飼養及び保管に係るマニュアルの作成と周知)

第14条 管理者及び実験動物管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた飼養保管のマニュアル（標準操作手順書）を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

- 第16条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。
- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(飼養及び保管の方法)

- 第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲において、適切な給餌・給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行わなければならない。

(健康管理)

- 第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が動物実験等の目的に係る傷害以外の傷害を負い、又は動物実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等必要な健康管理を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が動物実験等の目的に係る傷害以外の傷害を負い、又は動物実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合に当たっては、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

- 第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(動物実験等終了後の措置)

- 第20条 動物実験実施者は、動物実験等の終了又は中止に当たっては、実験動物に苦痛を与えないようにするとともに、他の実験動物に苦痛を感じ取られないように、麻酔薬の投与その他の適切な安楽死処置法を選択しなければならない。
- 2 動物実験実施者は、実験動物の死体、糞尿等の保管に際し、悪臭の発生又は病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験等を終了し、又は中止した場合において、前2項の措置を完了したときは、速やかに、別に定める動物実験等報告書を管理者経由で学長に提出しなければならない。

- 4 年度を超えて継続する動物実験等については、毎年度終了後に前項の動物実験等報告書を学長に提出するものとする。
- 5 学長は、前2項の動物実験等報告書を研究委員会に送付するものとする。

(記録の保存及び報告)

- 第21条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行うものとする。
- 2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じるよう努めるものとする。
 - 3 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類、数等及び飼養保管基準の遵守状況について、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」により学長に報告するものとする。

(譲渡の際の情報提供)

- 第22条 管理者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を、譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

- 第23条 動物実験責任者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

(飼養保管施設の設置)

- 第24条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 2 学長は、申請された飼養保管施設を研究委員会を經由して専門委員会に調査させ、その助言により、承認又は却下するものとする。
 - 3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設において、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行う。ただし、施設等以外の施設で実施する場合には、あらかじめ専門委員会及び研究委員会の審議を経なければならない。

(飼養保管施設の要件)

- 第25条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- 一 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
 - 二 実験動物の種類、飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
 - 三 床や内壁等の清掃、衛生状態の維持等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - 四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - 五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

六 実験動物管理者を配置すること。

(実験室の設置)

第26条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を研究委員会を經由して専門委員会に調査させ、その助言により、承認又は却下するものとする。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室において、動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う。ただし、施設等以外の施設で実施する場合には、あらかじめ専門委員会及び研究委員会の審議を経なければならない。

(実験室の要件)

第27条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

二 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

三 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第28条 管理者は、実験動物の適正な管理、動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、その管理する施設等について、飼養又は保管する実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備を行うものとする。

3 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保するものとする。

(施設等の廃止)

第29条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」を学長に届け出なければならない。

2 学長は、廃止の届出をされた施設等を研究委員会を經由して専門委員会に調査させ、その報告により廃止を承認する。

3 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(危害防止等)

第30条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 動物実験実施者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走したときは、速やかに、動物実験責任者又は実験動物管理者を通じて管理者に通報すると

もに、関係機関に連絡しなければならない。

- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物によるこう傷等に対して、予防及び必要な健康管理を行い、発生時には適切な処置を講じなければならない。
- 4 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない
- 5 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及び報告を行わねばならない。
- 6 管理者は、毒蛇等の有毒動物の飼養又は保管を行うときは、人への危害防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別に定めるものとする。
- 7 管理者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないように必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第31条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の「緊急時の対応マニュアル」をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 動物実験責任者は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症の対応)

第32条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。

- 2 管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連携体制の整備に努めなければならない。

(教育訓練)

第33条 専門委員会は、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次に掲げる教育訓練を実施するものとする。

- 一 法令、指針等及びこの規程に関すること。
 - 二 動物実験等の方法に関する基本的事項に関すること。
 - 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項に関すること。
 - 四 安全確保、安全管理に関すること。
 - 五 人獣共通感染症に関すること。
 - 六 その他適切な動物実験等の実施に関すること。
- 2 専門委員会は、前項の教育訓練を実施した場合には、その実施日、教育内容、講師名及び受講者名を記録保存するものとする。
 - 3 学長は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が実施できるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自己点検、評価及び検証)

第34条 学長は、管理者、動物実験責任者等から資料の提出を求め、研究委員会に毎年、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、基本指針への適合性及び飼養保管基準の遵守状況について、自己点検及び評価を行わせるものとする。

2 研究委員会は、動物実験等の実施状況等及び飼養保管状況に関する自己点検及び評価を専門委員会に行わせ、その結果を学長に報告しなければならない。

3 学長は、自己点検及び評価の結果について、外部の機関等による検証を実施するものとする。

(情報公開)

第35条 学長は、本学における動物実験等に関する規程等、実験動物の飼養保管状況、自己点検及び評価並びに検証結果等の動物実験等に関する情報について、必要に応じて公表するものとする。

(危険物質等を扱う動物実験等)

第36条 危険物質を扱う動物実験等又は感染実験若しくは遺伝子組換え実験を行う動物実験等を実施するときは、人の安全確保はもとより、実験動物の飼育環境の汚染の防止に配慮しながら関係法令等を遵守して行わなければならない。

(動物実験の中止等)

第37条 学長は、この規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができるものとする。

2 前項の適用に関して、学長は、専門委員会及び研究委員会の助言を求めることができるものとする。

(準用)

第38条 第3条第2号に規定する実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(準拠)

第39条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(庶務)

第40条 専門委員会の庶務は、研究推進・地域未来共創センター太白分室において処理する。

(委任)

第41条 この規程に定めるもののほか、動物実験等の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月26日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年7月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年10月22日第89回理事会）

この規程は、平成26年10月22日から施行し、改正後の公立大学法人宮城大学動物実験等規程は、同年11月1日から適用する。

附 則（H27.3.25第94回理事会）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（H28.3.23第107回理事会）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（H29.3.22第120回理事会）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（学部に係る経過措置）

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学動物実験等規程第2条第12号の規定の適用については、「食産業学群」とあるのは、「食産業学群、看護学部、事業構想学部、食産業学部」と読み替えるものとする。

附 則（H29.11.22第130回理事会）

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（R2.3.25第159回理事会）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（R2.3.23第184回理事会）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（R7.3.26第221回理事会）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。